

遺伝子組換え表示制度に関する検討会開催要領

第 1 趣旨

遺伝子組換え表示の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき事項とは別に検討すべき事項と位置付けられ、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）においては、インターネット販売等における食品表示や加工食品の原料原産地表示等と共に、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理されている。

遺伝子組換え表示制度は、その導入から約 15 年が経過しており、この間、遺伝子組換え食品の DNA 等に関する分析技術が向上している可能性や、遺伝子組換え農産物の作付面積の増加により流通の実態が変化している可能性がある。

そのため、消費者庁において「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について幅広く検討を行うこととする。

第 2 検討項目

- (1) 今後の遺伝子組換え表示の在り方
- (2) その他

第 3 スケジュール及び進め方

遺伝子組換え表示制度について、表示義務品目の検証結果及び諸外国の表示制度等を参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、平成 29 年度末を目途に取りまとめを行う。

第 4 委員等

- (1) 検討会は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイト等において公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

遺伝子組換え表示制度に関する検討会 委員名簿

いまむら 今村	ともあき 知明	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授
えぐち 江口	のりお 法生	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 理事 事務局長
かみばやし 神林	ゆきひろ 幸宏	全国農業協同組合連合会 食品品質表示管理・コンプライアンス部 部長
こんどう 近藤	かずなり 一成	国立医薬品・食品衛生研究所 生化学部 部長
さわき 澤木	さえこ 佐重子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 食の研究会 代表
たけいし 武石	とおる 徹	一般財団法人 食品産業センター 企画調査部 部長
たちかわ 立川	まさし 雅司	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
なつめ 夏目	さとこ 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
まつおか 松岡	まりの 万里野	一般財団法人 日本消費者協会 理事長
ゆかわ 湯川	ごういちろう 剛一郎	東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 教授

(◎座長、五十音順、敬称略)